

告のとおり決するに異議ありません。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一議長(中西虎蔵君)

「異議なし」と認めます。よって議

案第七十五号は委員長報告のとおり認定すること
に決定いたしました。

一議長(中西虎蔵君)

日程第十一昭和四年年度福生町水道事

業会計決算認定について議案第七十六号を議題
に供します。本件については厚生委員会に審査を
付託してありますので委員長から報告願います。

二番(塩野鉄次助君登壇)

一番(塩野鉄次助君) 指右によりまして審査報告を
いたします。

(議案審査報告書朗読) 省略

本案について審査概況を補足いたします。拡張計

画に対し順調な進行を示し、他面においても営業

も概ね堅実であり、ことに有収水量が前年より好

転し、八十六、四%となったことは漏水等が減り、料金の

増額につながったこととして喜ばしいことであ

ります。又過般の台風等による来龍表の際の停

電による不急給水にあたり町民から多くの苦情があ

つことに鑑みず、非常事態への対策についてはさ

に検討、考慮を払わねばならぬとお願ひいたします。

日に月に人口増が目立つ町として、日夜にわたる水道

の資源確保のための諸工事からうかがわれるその

努力を妙しいたして、厚生委員会としては
理事者提案による水道事業会計決算は認定

すゝきものと決定いたしてました。よろしくご審議の
うえ委員会の決定とありご賛同あらんことをお
願ひ申しあげまして審査報告を終ります。

一議長(中西虎蔵君) このより本員長報告に対する質疑
と行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) このにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第七十六号は本員長報
告のとおり決するに「異議ありませんか」

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) ご異議なしと認めます。よって議案
第七十六号は本員長報告のとおり認定すること
に決定いたしました。

(「議長休憩」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) ミミミ暫時休憩いたします。

午前十時 一分休憩

午前十時四七分開議

一議長(中西虎蔵君) 休憩前に引き続き会議を行います。

一議長(中西虎蔵君) ただいまの休憩中に大沼議員から緊急復
問の通告あり。議会運営委員会におはかりいたしま

す。このより本員長から報告願います。

(十四番 高崎豊吉君登壇)

一十四番(高崎豊吉君) 報告いたします。ただいま休憩中に大沼

議員より緊急復問の通告がござい、議会運営委員
会において検討いたしました結果、追加日程として発言を
許し、先議すべきであるとの結論に達いたしましたので報告い

ハレます。

一議長(中西虎蔵君) 緊急復問についてはたゞり委員長の報告とあり決定したと思ひますか。これに異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

一議長(中西虎蔵君) ご異議なしと認めさう決定いたしました。

一議長(中西虎蔵君) 追加日程第一緊急復問を行います。

(五番大沼秀伍君登壇)

一五番大沼秀伍君 貴重な時間と私の緊急復問にお割さいただきました。こととまじ冒頭にお礼申し上げます。

私の緊急復問は教育委員の兼職につきまして法律違反の疑いがあるやに見受けられます。その点について理事者のご答弁、ご見解を伺いたしと思うのでございます。

福生町議会

すなわち地方自治法第百八十条の五「委員会及び委員の設置、委員の兼業禁止等」で七項におきまして、

「法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会、委員又は委員が前項の規定に該当するときはその職を失う」とござります。そういういたし

ますと、この特別は法律がすなわち地方教育行政の

組織及び運営に関する法律の第百条におきまして

「委員は地方公共団体の委員 議会の議員若しくは

長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会

の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職

員と兼ねることを得ない」とはつまり明記してあ

るわけであります。すなわち地方自治法第百八十条

の五、三項におきまして執行機関として法律の定めら



ところにより市町村に置かなければならぬ委員会は
農業委員会、固定資産評価審査委員会がございます
が、私のお尋ねのしようといたりますのは、設楽美知代に
ございますか。この方は教育委員であり又先般の七月
の農業委員会改選におきまして、農業共済組合から
推せんを受け、農業委員として就任されております。
この点につきまして違反であるか、ないかということと
理事者によらずお伺いしたらいと思っております。

一、町長へ石川常太郎君　お答え申しあげます。そうし
た件がございまして、金協をもちましてご説明を
申しあげ、ご了解と賜るつもりでございした。農
業委員といたしまして、ご選任申しあげましたことは甚
だ勉強不足で、誠に申し訳ない次第でござります。

九月末になりまして、これは遺憾なことをしたという
考えにたついたりまして、その後ご本人の設楽委
員より農業委員の辞職願いが出たわけでございます。
九月三十日付をもちまして辞令を本人にお渡しし、共
済組合長にかわるべき農業委員の選考方をお願いし
てある現状でござります。私の不明の点は深くお
詫い申しあげます。手続としては今申しあげ
たような手続をやっておりますので、ご了解のほ
どをお願いいたします。

一、五番へ大沼秀伍君　私は、このような法律違反という大きな
問題を「私の不明のいたすところである」ということ
ではすまされない問題ではないかと思っております。ご
ます。ということとは理事者の中には元町長が二人も

いらっしゃり、高級事務官かはべつていらっしゃるわけだ。
このようなことをやるということは、すでに辞職し
たからそれだ良いということではないと私は思う。
一体この農業委員の推せんか出てきた時、理事者
は設楽委員に対して教育委員をやめてくれとい
うのかその点はいかかでしょう。

一、町長へ石川常太郎君、教育委員をおやめになる話は申し
あゆませんべし。

一、五番へ大沼秀伍君、これは町長が直接こういうことを目に
とおしたとは思わぬか、教育行政をよる教育長
並に課長はこの問題に対してどういう考えをもって
この選任方を町長に出したか伺いたい。

一、教育長へ條崎俊夫君、設楽さんは昨年の六月に教育委員

になり、今年の七月に農業委員にならねたわけだ。
います。行政更迭を調べてみますとおっしゃるとあり
の禁止規定のあるわけだ。さういふ例は全
国的にはあるようだが、一例を讀みあげて
みますと、「当町において現職の教育委員を町長は
議会の同意を得て農業委員に任命した。この場合
相互の身分関係はどうなるか」という質問に対し
る自治省の答は、「地方教育行政の組織及び運営
に関する法律の第六条の規定に抵触するので農業
委員又は教育委員のいづれか一方の職を辞職させ
るべきである。」又「当町の教育委員会委員長の農
業共済組合の推せんにより本年九月一日農業委員
会に就任し、農業委員会等に関する法律によ



共済組合のらの推せん委員と云つた。この場合地方
 教育行政の組織及び運営に関する法律第六条には
 兼任できないことになっているが教育委員会自身
 はいかにすべきや。これに対する自治体長の答又
 は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第六
 条の規定により抵触するのを農業委員又は教育
 委員のつづいから職を併職させるべきであるが、
 本人の意思を尊重して措置させること」が適當な
 ところ。という行政実例が出ております。教育委
 員が兼職禁止の他の職についた時は当然教育委員の
 地位を失ふかという質問に対しては法律に別た人の定
 めがある場合を除き当然には委員の職を失うもの
 ではないということであり、従つて町長さんが農業委



員をやめてくれということとで設楽さんは農業
 委員をやめたものと思ひます。

一五番(大沼秀伍君) 今の教育長の実例は両方と兼ね

た場合はやめろという実例もございます。しかも七月
 二十日だと思ひます。農業委員の任命後九月
 まで気がつかなかったということとでございます。一休
 設楽氏が農業委員を兼職してから教育委員会
 は何回開かへてゐるのか伺ひたいと思ひます。

一教育長(篠崎俊夫君) 毎月定例会をやつております。

その他必要な場合にやつております。今年七月に
 選任されたので三回ほど出ておられるものと思ひ
 ます。

一五番(大沼秀伍君) そうしますと、すなはち地方自治

法では法律に定めのある場合はその委員の資格を失うということか明らかになされてゐるわけですか、その間における委員会での決定事項の有効であるか、無効であるかという法的な解釈を関係者からお聞きしたいと思ひます。

一教育長（篠崎俊夫君） 大沼議員さんのおっしゃる「職を失う」ということはさういふ場合ではありません。先ほど述べたおっしゃした自治法第百八十条の五の七項に、たしかに法律に特別の定めのある場合を除くほか、地方公共団体の委員会、委員又は委員が前項の規定に該当する時はその職を失うということになってゐます。前項の規定というのは一口に申しあげますと、福生町で行政事業の請負をしたたり又福生町で契約をする会社の

無限責任社員、あるいは取締役、監査役、支配人、こういうものになつた場合でありまして……（「違ふ」）

一五番（大沼秀伍君）

私は自治法第百八十条の五の七項に規定されてゐる法律に特別の定めのあるもの、すなわち地方教育行政の組織及び運営に関する法律なわけです。さうなすう。あなたのおっしゃる前項の規定に該当するといふのはいろいろありますね、さうなすう。さうなすう。法律の中にちやんとつてゐる法律があるわけですか。私の解釈ですとこれは優先するわけなすう。さうなすうと、兼職はいいないというたつてあります。しかも第七項に特別の法律の定めるところは特別の法律に該当するわけですからそのものの職

は失うという見解を私はとっておりませんが、これは違
いますか……。

一、教育長（篠崎俊夫君）　そうではないわけですが。　自給紙でそ
の職を失うというのは立項の場合をうたつてあるわけが、
たしかに指摘のとおり教育委員会及び兼職禁止の
規定があり、それで間違つて教育委員と兼職禁止の行
政委員になつた場合はどうかという点の佳点だと思ひま
すか、それに対しては、先ほど説き及ぼした行政
実例のごぶりまして、どうするかをやめさせろべきであるとい
う行政実例になつております。

一、五番（大沼秀伍君）　やめさせなければならぬのを、やめさせ
なかつたわけであるからそこに問題があると思ひます。
やめさせなければならぬと法律でうたつてゐる人です。

その点、やめさせないでやった会議が有効であるかどう
か伺いたゞいます。

一、教育長（篠崎俊夫君）　先ほどの行政実例によつて有効で
あります。やめさせるまでは法律違反ではあるけれ
ども両方の身分を保有するということではございません。

一、五番（大沼秀伍君）　それは確信をもつていえるのか、

一、教育長（篠崎俊夫君）　行政実例によつて出ておりますの
で確信をもつております。

一、五番（大沼秀伍君）　理事者に伺いたゞいますか、その

ような重疊問題も知らないでやったということでは
すか、国においても、地方公共団体におきましても
法律に基いて選挙がなされてゐるわけですが、しかも
職員にしても、理事者にしても法律を勉強してゐ

るわけです。それをこのような大きな間違えをしでかしたということは、私は重大な責任があるかと思ひます。そういう意味におきまして、町長は先づ課長に対する信賞必罰を怠つたやうでござりますか、これらの問題に対する責任者の信賞必罰をどのやうに考えてゐるかお伺ひしたつと思ひます。

一町長へ石川常太郎君　今のところこれについて処罰するといふ考えはもつておりません。

一五番へ大沼秀伍君　そうすると誰の責任も考えられてゐないということですか。これだけの重大な間違えをしていて責任者がいないということはおかしいではないか。

一町長へ石川常太郎君　教育委員会との連絡不十分という

ことと私が一番責任があると思ひます。

一五番へ大沼秀伍君　ソレにしましても、私はこの問題は九月三十日にやめたからいいという問題ではなく、議会も正しい姿勢を以つてこの問題を追求しなさいはばらないと思ひます。現在のところ緊急復旧として

打ち出した私の資料も非常に不足でござりますので今後どのような間違ひのないことを嚴重に理事者に忠告申しあげると同時に、そのような事務的処理をした責任者に対して十分なる懲戒、もしくは勧告をすべきではなからうかと私は考えます。そういう意味におきまして、私はこの問題につきまして、これだけの資料しかないのをご以上復旧したと見せ人が今後どうした間違ひのないことを理事者に強く要望

申しあげまして私の緊急復旧を終らせていたばかりです。

一町長（石川常太郎君） ご注意の点、肝に命いまして、以後このようなことはないよう十分監督、督励するつもりでございます。

一議長（中西虎蔵君） 以上の緊急復旧を終ります。

一議長（中西虎蔵君） ここで暫時休憩いたします。

午前十一時 七分休憩

午前十二時三十分開議

一七番杉本皆雄君、十一番堀川貞君 欠席一

一議長（中西虎蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一議長（中西虎蔵君） 日程第十二福生町教育委員会委員の任命同意について議案第七十九号を議題に供します。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（島田議会事務局長朗読） 省略

一議長（中西虎蔵君） 理事者から提案理由の説明を求めます。

（町長石川常太郎君登壇）

一町長（石川常太郎君） お許しをいたさしまして議案第七十九号の説明をさせていただきます。九月米をもちまして教育委員として活躍いたさされた並木香代が任期満了となり、代わります欠員でございますが、理事者といたしまして法律に基づき、加藤章治氏が最も適任と存じまして本日ご同意をいたさべくご提案申しあげた次第でございます。経歴等はたいてい局長が朗読いたしていただいております。大変、人格識見も高尚な方でございます。当町の教育委員としては最適